

委員会提出議案第1号

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第
2項の規定により提出します。

平成25年3月22日

提出者 議会運営委員長 松岡善一

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成14年さぬき市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条を第10条とする。

第6条第1項中「この条において」を削り、「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項に」を「同項に」に改め、同項第1号中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第2号中「5箇月」を「5か月」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同項第3号中「3箇月」を「3か月」に、「5箇月」を「5か月」に改め、同項第4号中「3箇月」を「3か月」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（期末手当の不支給等）

第9条 基準日前6か月以内の期間において、第4条第1項の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、前条第2項の規定による期末手当の額のうち、当該支給しないこととされた月の議員報酬の合計額に、その額の100分の20を加えて得た額（その額が当該期末手当の額を超えるときは、当該期末手当の額）については、支給しない。

2 基準日前6か月以内の期間において、第5条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された月があるときは、前条第2項の規定による期末手当の額のうち、当該支給を停止された月の議員報酬の合計額に、その額の100分の20を加えて得た額（その額が当該期末手当の額を超えるときは、当該期末手当の額）については、支給を停止する。

3 第5条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（議員報酬の不支給等）

第4条 議長等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める議員報酬は、支給しない。

(1) 任期中の連続する2回の定例会並びに当該連続する2回の定例会の間に開かれた議会の会議及び委員会を全て欠席した場合 当該連続する2回の定例会のうち2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬

(2) 刑事事件に係る刑の執行のため刑事施設に収容された場合 当該収容されている間の月の議員報酬

(3) 次条第1項の規定による議員報酬の支給の停止に係る刑事事件について、有罪の判決が確定した場合 当該支給を停止されていた議員報酬

2 前項第1号に掲げる場合に該当することにより議員報酬を支給しないこととさ

れた者が、議会の会議又は委員会に出席したときは、当該出席した日の属する月以降の議員報酬を支給する。

- 3 第1項第1号の規定による欠席が、公務上の災害その他やむを得ない事情によるものとして議長が認めるものであるときは、同項の規定は適用しない。

(議員報酬の支給停止等)

第5条 議長等が、刑事事件の被疑者若しくは被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けたとき又は公訴を提起する処分を受けたときは、当該処分を受けている間の月の議員報酬の支給を停止する。

- 2 前項の規定による議員報酬の支給の停止に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分があったとき又は無罪の判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、当該支給の停止を解除し、当該支給の停止を開始した時に遡って議員報酬を支給する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、真にやむを得ない事情によるものとして議長が認める場合は、同項の規定は適用しない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。